

内閣参質一四七第三五号

平成十二年六月二十七日

内閣総理大臣 森 喜 朗

参議院議長 斎藤 十 朗 殿

参議院議員櫻井充君提出医科・歯科の初診料・再診料に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員櫻井充君提出医科・歯科の初診料・再診料に関する質問に対する答弁書

一について

医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）は、昭和三十三年十月以降平成六年三月までの間は、基本診療料及び特掲診療料から構成される甲表とそのような区分のない乙表に分かれており、同年四月以降は基本診療料及び特掲診療料から構成されている。一方、歯科診療報酬点数表（以下「歯科点数表」という。）は、昭和三十三年十月以降現在に至るまで、基本診療料及び特掲診療料から構成されている。

したがって、医科と歯科の初診料を比較する場合、平成六年三月以前は、構成が同じである医科点数表における甲表の初診料を歯科点数表における初診料と比較することが適当であるが、別表に示すとおり、昭和六十年以前においても、前者が後者より高い点数又は同点数となっていたところである。

二から四までについて

昭和三十三年十月以降の医科点数表における甲表の初診料及び再診料（以下「初再診料」という。）を歯科点数表における初再診料と比較すると、前者がより高い点数又は同点数となっている。これは、経済

指標の動向、保険医療機関の状況等を総合的に勘案しつつ設定する改定財源の範囲内で、中央社会保険医療協議会の議論を経て行う診療報酬改定において、医科点数表は、基本的な診療行為を適切に評価する観点から随時初再診料の引上げを行ってきたのに対し、歯科点数表は、歯科診療の特性を考慮し、初再診料よりも歯科固有の技術の評価を重視する観点からの改定を行ってきたためである。

五について

かかりつけ歯科医初診料は、歯科医師が常時一名以上配置されていること等一定の要件を満たす保険医療機関において、通常の初診に係る行為に加えて、患者の同意を得て、治療内容、治療期間等に関する治療計画を策定し、口腔内写真等を用いて患者に説明した上で文書により情報提供を行う等患者への継続的な歯科医学的管理を行った場合に算定できるものであることから、歯科初診料とかかりつけ歯科医初診料とは一物二価の関係ではなく、保険医療機関に混乱を生じさせることはないと考えている。

(別表) 医科・歯科の初診料・再診料の推移

昭和	年	月	歯科		医科(甲表)(注一)		医科(乙表)(注一)	
			初診料	再診料	初診料	再診料	初診料	再診料
昭和三十三年	十月	一八	なし	一八	五・四	二・七	二・五	
昭和三十六年	七月	二〇	なし	二〇	六・〇	三・〇	二・八	
昭和三十六年	十二月	二〇	なし	二〇	六・〇	三・〇	二・八	
昭和三十八年	九月	二〇	なし	二〇	六・〇	三・〇	三・〇	
昭和四十年	一月	二九	なし	三九	二・四	二・四	三	
昭和四十年	十一月	二九	なし	三九	二・四	二・四	三	
昭和四十二年	十二月	三〇	なし	四三	一〇	二・八	三	
昭和四十五年	二月	三三	(注三) 五	四五	一四	三〇	四	
昭和四十五年	七月	三三	(注三) 五	四五	一五	三〇	五	
昭和四十七年	二月	四二	(注三) 六	六〇	一七	五〇	五	
昭和四十九年	二月	五六	(注三) 一〇	六〇	三二	五〇	一五	

(単位点)

昭和四十九年 十月	六〇	(注三) 一一二	六〇	四七	五〇	三〇
昭和五十一年 四月	六〇	(注三) 一一二	九〇	五二	七〇	三〇
昭和五十一年 八月	九〇	(注三) 一一二	九〇	五二	七〇	三〇
昭和五十三年 二月	一二五	(注三) 一一二	一二五	五八	一〇〇	三三
昭和五十六年 六月	一四五	(注三) 一一二	一四五	六〇	一一〇	三五
昭和五十九年 三月	一六〇	(注三) 一一二	一六〇	六五	一三五	三八
昭和六十年 三月	一六〇	二〇	一八〇	七〇	一五〇	三八
昭和六十一年 四月	一六〇	一一二	一九五	六六	一六〇	三九
昭和六十三年 四月	一六〇	一一二	二〇五	七四	一七〇	四〇
昭和六十三年 六月	一六〇	一一二	二〇五	六六	一七〇	四一
昭和六十三年 六月	一六〇	一一二	二〇五	七六	一七〇	四一
平成元年 四月	一六〇	一一二	二〇五	六六	一七〇	三八
平成元年 四月	一六〇	一一二	二〇五	七六	一七〇	四一
平成二年 四月	一六〇	一一二	二二〇	七一	一七五	四〇
平成二年 四月	一六〇	一一二	二二〇	八一	一七五	四三

平成四年 四月	一七〇	二七	病院 一九八 診療所 二〇八	病院 四五 診療所 五五	病院 一九五 診療所 二〇五	病院 四三 診療所 五三
平成六年 四月	病院の初診加算 一七〇 三八	病院の再診加算 三三二 一八	病院 二〇八 診療所 二二一	病院 五〇 診療所 六一		
平成八年 四月	病院歯科(I) 一七五 病院歯科(II) 五五 病院歯科(III) 二八	病院歯科(I) 三六 病院歯科(II) 二三 病院歯科(III) 一二	病院 一三〇 診療所 二五〇	病院 五九 診療所 七〇		
平成九年 四月	病院歯科(I) 一七五 病院歯科(II) 二八	病院歯科(I) 三六 病院歯科(II) 二三 病院歯科(III) 一二	病院 一三〇 診療所 二五〇	病院 五九 診療所 七〇		
平成十年 四月	病院歯科(I) 一八六 病院歯科(II) 六四 病院歯科(III) 三二	病院歯科(I) 三八 病院歯科(II) 二三 病院歯科(III) 一二	病院 二五〇 診療所 二七〇	病院 五九 診療所 七四		
平成十二年 四月	病院歯科初診料 一八六 病院歯科初診料1 二五〇 病院歯科初診料2 二二八 かかりつけ歯科医 初診料 二七〇	病院歯科再診料 三八 病院歯科再診料1 六一 病院歯科再診料2 五〇 かかりつけ歯科医 再診料 四〇	病院 二五〇 診療所 二七〇	病院 五九 診療所 七四		

(注一) 平成六年四月以降甲表及び乙表は一本化された。

(注二) 「乙一」とは、東京都(島の地域を除く)、大阪市等において適用される診療報酬点数表であり、「乙二」とは、それ以外の地域において適用される診療報酬点数表である。

(注三) 処置等の診療行為を併せて行わなかった場合にのみ算定できる。